

大和企業投資株式会社

関連箇所	コメント
205-2	<p>組合等へ出資している企業（組合員）は、適用初年度の期首時点において、企業が定めた方針に基づいて、132-3 項の定めを適用する組合等を決定し、会計処理を行うこととなっていますが、経過措置適用初年度の期首時点で、既に出資している組合で、適用対象組合の要件を満たしていなかった組合が、その後、当該組合が要件を満たした場合、適用対象組合として追加決定され、時価評価を会計処理の基礎とすることはできるのでしょうか。それとも、適用初年度の期首時点で方針に基づいて適用組合を決定した以降は、132-3 項により、企業が新たな組合等へ出資した場合に限り、適用組合を追加することができるのでしょうか</p>
132-3	<p>適用対象組合かどうか決定するタイミング「組合等への出資時」とは、組合と企業（組合員）の間の出資契約時（出資約束金額コミットメント時）なのか、出資契約締結後の出資履行時なのか（企業が既に出資中の組合も含まれるのか）</p>
308-3 (2)	<p>要件 (2) において、「時価をもって評価している」とは、例えば、「時価の算定に関する会計基準（企業会計基準第 30 号）」を組合等の時価評価に関する会計方針に採用した場合、組合等が投資事業組合有限責任組合であって、会計が投資事業有限責任組合会計規則による決算であれば、要件 (2) を満たすことができると思われませんが、その場合、市場価格のない株式のみならず全ての構成資産の未実現損益を損益計算書に計上し、その期末未実現損益を純資産の内訳として計上している有責会計の財務諸表の開示を受ける組合員（企業）は、金融商品会計上、当該時価評価の持分相当額の計上は、有責会計の財務諸表で足りるという考え方で良いのでしょうか？</p> <p>無限責任組合員は、別途、金融商品会計基準の時価評価対象を基礎とした財務諸表を作成し、提供することになるのでしょうか</p>
308-3 (2)	<p>上記に関連して、IFRS 基準での LPS 財務諸表の開示を受ける組合員（企業）は、金融商品会計上、当該時価評価の持分相当額の計上は、IFRS 基準の LPS 財務諸表で足りるという考え方で良いのでしょうか？</p>

関連箇所	コメント
132-2 308-4	<p>金融商品会計基準第 19 号では、市場価格のない株式等の取扱いは、取得原価である一方で、市場価格のない株式等に含まれないものは時価をもって貸借対照表とすることになっています。</p> <p>公開草案 132-2 では、「組合等の構成資産」に限定して、「市場価格のない株式」について時価評価を会計処理の基礎とすることができるとなっておりますが、この場合、「時価の算定に関する会計基準（企業会計基準第 30 号）」を組合等の時価評価に関する会計方針に採用した場合には、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の市場価格のない株式等を除いた投資は時価となっていることから、ベンチャーファンドでは、CB や新株予約権、債券などの株式以外の有価証券の構成資産も、有責会計上の未実現損益や純資産に含まれる場合もあります。今回の公開草案ではそれらすべてが対象有価証券に該当するという考え方で良いでしょうか。組合等の構成資産のうち、市場価格のない株式にかかる評価差額の持分相当額のみ企業の純資産の部に計上するのでしょうか</p>
132-2	<p>上記に関連して、CB、新株予約券や債券などが時価評価の対象とならない場合、注記には、その旨記載することになるのでしょうか。本草案では、持分相当額を純額で計上する組合等の出資の時価注記には、市場価格のない株式のみから生じる評価差額を記載するのでしょうか</p>